

平塚市教育委員会 令和7年12月定例会

日 時：令和7年12月25日(木)14時00分から

場 所：平塚市役所本館7階720会議室

- 1 教育長報告
 - (1) 令和7年12月市議会定例会総括質問の概要
 - (2) 第73回市民総合体育大会の結果について
 - (3) その他
- 2 議案第25号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
- 3 議案第26号 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対処方針の決定について
- 4 その他

令和7年12月市議会定例会総括質問の概要

【教育総務部長関係】

≪野崎 審也議員（清風クラブ）≫

1 令和8年度の予算編成方針について

(1) 平塚市総合計画～ひらつかVISION～の更なる推進に向けて

ア 安心・安全なまちづくり

○小中学校体育館エアコンの進捗状況と今後の進め方

小中学校体育館へのエアコン設置の進捗状況については、大野中、中原中、大住中の中学校3校で令和8年6月の供用開始を予定している。

その他の小中学校については、短期間で複数校一括した整備が見込めるリース発注や、国の臨時特例交付金を活用できる工事発注など、スケジュール面やコスト面を考慮し、できるだけ早期の整備を目指す。

≪山原 栄一議員（湘南フォーラム絆）≫

2 教育長に問う

(1) 平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（素案）から

○2025年度で目安を上回る又は下回る学校は何校か

○どの様に計画を具体化させていくか

小学校においては、望ましい学級数の目安を上回る学校が5校、下回る学校が10校あり、中学校においては、目安を上回る学校はなく、下回る学校が8校ある。

計画の具体化に当たっては、児童生徒にとってよりよい教育環境を提供していくことを念頭に、児童生徒数の推計や学校施設の老朽化等の状況を踏まえて対象校を選定し、地域との関わり等を総合的に勘案しながら、検討していく。

≪出村 光議員（湘南フォーラム絆）≫

3 諸課題

(1) 小中学校トイレ洋式化の進捗と温水洗浄便座の設置

○対応状況

トイレ洋式化については、計画期間を10年間としており、全校完了は令和11年度の予定であるが、一部工事時期を繰り上げて工事を行い、計画全体としては前倒しで進んでいる。また、温水洗浄便座については、トイレ洋式化に合わせて、バリアフリースイレや、職員用トイレへ順次整備している。

≪松本 敏子議員（日本共産党平塚市議会議員団議員）≫

4 「小1の壁」問題について

○朝7時からの学校の開放に向けた取組の見解

いわゆる「小1の壁」問題とは、小学校入学を機に、子どもの生活リズムの変化や放課後及び登校前の居場所の確保など、保護者が直面する仕事と育児の両立が困難になる状況を指すことと捉えている。

保護者が、子どもの登校時間より早く出勤する家庭では、朝の時間帯の居場所が課題として挙げられていることも認識しているが、学校開放に向けては、子どもを見守る人材や場所の確保、安全面など、様々な課題があり、現状で取り組むことは、難しいと考えている。

「小1の壁」は、学校だけで解決できる問題ではなく、社会全体の課題として捉えるべき内容と考えるので、国の動向を注視しながらまずは情報収集に努め、庁内関係課と連携して研究していく。

≪小泉 春雄議員（無所属）≫

5 平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（素案）から

○基本方針で目指すべき小・中学校の姿

○小・中学校の統廃合を念頭に置いた方針か

○市街化区域・市街化調整区域の人口動向や各学校の教育環境等への考慮

○望ましい通学距離と時間の根拠

○1小学校・1中学校区の検討

この基本方針では、様々な社会情勢の変化にも、子どもたちが柔軟に適応し、新しい時代の学びに効果的に取り組めるよう「未来の礎を築く学校づくり」を目指している。

将来の子どもたちに、よりよい教育環境を提供していくことを念頭に、児童生徒数の推計や学校施設の老朽化、地域との関わりなどを総合的に勘案しながら、検討をすすめていくので、必ずしも統廃合を前提としたものではない。また、「1小学校・1中学校区の検討」や各地域や各学校で考慮すべき内容については、基本方針策定後の検討の中で議論されるものと考えている。

通学距離と時間については、保護者・教職員・市民アンケートの結果や検討委員会での意見を踏まえ、国が定める標準的な範囲を参考にしている。

○学校運営協議会等、地域や学校としての検討

○実施計画の策定や進捗状況等の検証

適正規模・適正配置の検討は、学校や地域を含めて広範に議論していただくべき内容であると考えているので、適切な情報提供に努めていく。また、基本方針策定後は、庁内組織体制を構築して検討を進めるとともに、新たな付属機関を設置して意見をいただくことも想定しており、その結果を踏まえ、実施に

向けた計画の策定を検討し、進捗状況を確認していく予定である。

6 子どもの安全と保護者の就労支援

○小1の壁への認識

○低学年児の朝の居場所づくりに対する考え

○保護者ニーズの把握

いわゆる「小1の壁」とは、小学校入学を機に、生活リズムの変化や放課後及び登校前の居場所の確保など、保護者が直面する仕事と育児の両立が困難になる状況を指すことと認識している。

子どもの朝の居場所づくりについては、様々な対応が考えられるが、学校においては、子どもを見守る人材や場所の確保、安全面など、多岐にわたる課題があり、現状で取り組むことは、難しいと考えている。

「小1の壁」は、学校だけで解決できる問題ではなく、社会全体の課題として捉えるべき内容だと認識している。まずはニーズの把握など、情報収集に努め、庁内関係課と連携して、研究していく。

7 小学校給食費無償化

○国の無償化で市が懸念していることは何か

○給食費に一人いくら補助しているか

本市の小学校給食の食材費は令和7年10月時点で月額5,360円であり、国が月額4,700円を一律補助するといった報道も一部に見られるが、この不足分を保護者や自治体が負担することになるのかや、これからも物価の高騰が続いた場合に食材費の値上げ分の負担をどうしていくのかなど、無償化実施のための制度や、それに伴う財源が見えてこないことを懸念している。

現時点で国から詳細が示されておらず、令和8年4月に予定されている小学校の学校給食無償化がどのような制度になるのか、引き続き国の動向を注視していく。

給食費への補助額については、月額5,360円のうち、保護者が負担している給食費は、令和2年度から据え置き月額4,300円としているため、不足分の月額1,060円を公費で補助している。

【学校教育部長関係】

≪山原 栄一議員（湘南フォーラム絆）≫

1 教育長に問う

（1）令和7年度全国学力・学習状況調査の結果の公表から

○教科に関する本市全体の調査結果と見解

小学校では、国語は、市の平均正答率が64%、全国が66.8%、算数は、市の平均正答率が54%、全国が58.0%、理科は、市の平均正答率が54%、全国が57.1%である。

中学校では、国語が、市の平均正答率が54%、全国は54.3%、数学は、市の平均正答率が47%、全国が48.3%である。

中学校理科については、今年度から難しい問題に正答すると高めに、易しい問題に誤答すると低めに算出されるIRTスコアで分析公表されており、市の平均が501、全国が503である。

教育委員会としては、小中学校ともに教科に関する調査について、全国と大きな差はないと捉えている。

○生活習慣や学習環境等に関する調査結果から見えたこと

「自分にはよいところがあると思う」という質問に、肯定的な回答をした児童生徒が、小学校85.6%、中学校83.3%となり、直近3年間の経年変化で見ると、小・中学校ともに上昇している。また、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」という質問に、肯定的な回答をした児童生徒が、小学校92.1%、中学校91.9%であり、昨年度の調査よりも、小学校は6.7ポイント、中学校は2.9ポイント上昇している。

これらのことから、児童生徒の自己肯定感が高まっていると考えている。

○各学校の分析結果について、学校から各家庭へ周知することの見解

教育委員会では、広く市民や地域住民の方々に教育活動に対する理解、協力をいただくことで、学校・家庭・地域が連携した教育をこれまで以上に推進していけるよう、市ホームページに各学校の分析結果や今後の取組等を公表している。また、各学校では、配付している学校だよりの中で、家庭で取り組んでいただきたいことや地域の方に知っておいていただきたいことについて記載したり、三者面談等で保護者に伝えたりするなど、各学校の実情に応じて周知している。

（2）増加する不登校の児童生徒の孤立を防ぐ

○平塚市立小・中学校の不登校の状況の10年前との比較

小学校の不登校児童の出現率は、平成26年度は0.54%、令和6年度は2.26%である。

中学校の不登校生徒の出現率は、平成26年度は2.95%、令和6年度は6.45%である。

○不登校の児童生徒に対する平塚市の考え方と対応内容

不登校は、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉えており、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっていると考える。

学校は、不登校の児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもち、その上で、不登校の「未然防止」から、「早期発見・早期対応」、不登校となった児童生徒への「継続的な支援」が個々の状況に応じてなされるよう、チームとして組織的に取り組んでいる。

○不登校の児童生徒の孤立を防ぐための対応策

不登校の児童生徒に対しては、学校からの電話連絡や家庭訪問により、児童生徒の様子を把握を行うとともに、本人・保護者に寄り添った教育相談を行っている。

教育相談の中で必要性が感じられた場合には、学校に派遣しているスクールカウンセラーや、子ども教育相談センターなどの相談機関、民間のフリースクール等の居場所を紹介している。

家庭・学校・専門機関が連携し、必要な支援が行き届くようにすることで、不登校の児童生徒やその保護者が孤立しないように努めている。

(3) 学校周辺及び通学路の安全対策の推進

○通学路の自転車に対する危険予知トレーニングの必要性

各学校では、様々な交通に関する危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにすることを目的に、危険予知トレーニングの考え方等を用いて、安全指導を行っている。

引き続き、児童生徒の交通安全に対する意識の向上に努めていく。

○通学路等に面している擁壁の安全点検等

教育委員会では、毎年度、各学校に通学路の安全点検を依頼し、点検結果の報告を求めている。

現在、擁壁の安全確認については、各学校に例示している安全点検の視点に含まれていないことから、今後、視点に加えるかどうか、検討していく。

(4) 中学校の部活動の地域移行

○平塚市の中学校部活動地域展開の状況

令和5年度から中学校部活動の在り方研究協議会において、国や県の動向、課題を共有し、「部活動地域展開によるスポーツ・文化活動に親しめる環境づくり」及び「教員の負担軽減と子どもたちの活動を支援するための部活動地域連携」の2つの視点で協議を進めている。

協議会には、校長会代表、教頭会代表、中学校体育連盟理事長、運動部顧問代表、文化部顧問代表に出席いただき、学校と教育委員会が連携して取り組んでいる。

○平塚市の中学校部活動地域展開の今後の見通し

部活動の地域連携として従来の部活動地域指導者派遣に加え、令和6年度からは、部活動特別地域指導者及び部活動指導員の配置により、学校管理下での運営としながらも、専門的な技術指導ができる外部人材の活用により、生徒の活動支援と教員の負担軽減を図っている。

今後は、こうした外部人材に、学校を基本単位とした部活動だけではなく、複数の学校の生徒を対象とした部活動や地域でのクラブ活動を支えてもらえるようにし、学校部活動に代わる受け皿の整備と併せて、段階的に部活動の地域連携を地域展開へとつなげるよう、部活動の在り方研究協議会において検討を進めていく。

○平塚市の中学校部活動地域展開の課題

課題は多岐に渡るが、部活動に代わる受け皿となる団体の整備や関係団体との連携強化といった「運営体制の整備」、教職員兼業の推進や研修会・資格取得の支援など「指導者の質・量の確保」、責任所在の明確化や保険加入の徹底など「生徒の安全確保」が挙げられる。また、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援の在り方も課題であると考ええる。

〈臼井 照人議員（湘南フォーラム絆）〉

2 市長に問う

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する本市の取組について

ア 教育現場での啓発は

○本市の小・中学校における、北朝鮮による人権侵害・拉致問題の扱い

○教材の配布

○教員の研修

○授業の実施の有無などの現状

学校においては、北朝鮮による人権侵害・拉致問題を人権教育の一環として道徳科や、社会科の学習の中で扱っている。

小中学校の社会科の教科書では、国際社会との関わりの中で日本人拉致問題等について掲載があり、主権や人権、平和等の課題が存在し、それらを解決するため様々な人々の努力が重ねられていることを授業で扱っている。

教材の配布については、アニメ「めぐみ」など日本人拉致問題に関する映像作品について、DVDを配布や貸与をしたり、オンライン視聴先のURLを紹介したりしている。また、教員の研修については、新任教頭を対象とした教頭研究会や人権教育担当者会の際に、人権課題の一つとして北朝鮮による人権侵害・拉致問題を取り扱っている。

3 教育長に問う

(1) 教育現場でのハラスメントについて

ア 教員間のハラスメント

○教員間のハラスメントを認定する判断

○ハラスメントの掌握方法

○調査手順

相談窓口にはハラスメントの被害者や、直接の被害者ではない他の教職員が相談することにより、教育委員会が事案を掌握する。

事案が発生した場合は、教育委員会の担当者が相談者から話を聞き、その意向を尊重したうえで、関係者からのヒアリングを実施し、事実確認を行う。事案の内容または状況から、必要と認めるときは、ハラスメント対策委員会において、事案について事実関係の調査を行い、ハラスメントに該当するかを判断する。

○過去5年間に本市として認知している事案の有無

○内容の傾向や発生原因

○学校現場における窓口の在り方

○管理職への指導

教育委員会へのハラスメントの過去5年間の相談件数は、毎年3から5件の間で推移している。

相談内容は、管理職からの指導の仕方や、職員同士の関係が多く、発生原因はコミュニケーション不足等、様々である。

相談窓口は、教職員課に設置しているほか、公立学校共済組合の健康相談事業における各種相談窓口、平塚市の女性のための相談窓口や人権相談窓口など、様々な場所を周知し、相談しやすい環境を整えている。

管理職への指導だが、今年度は「働きやすい職場環境づくりのために」と題したハラスメント防止に関わる研修を実施した。管理職は、日ごろから、教職員の状況を把握するとともに、困ったことを相談しやすいような職場の雰囲気づくりに努めている。

イ 教員と児童生徒間のハラスメント

○教員と児童生徒間のハラスメントにはどのようなものがあるのか

ハラスメントの種類は様々あるが、教員と児童生徒間では、ハラスメントの一つとして体罰や不適切な指導が考えられる。

体罰の例としては、児童生徒を殴る、蹴る等、身体に対する侵害や、長時間正座をさせる等、肉体的苦痛を与えるもの等が挙げられる。

不適切な指導の例としては、児童生徒の人格を否定するような暴言や威圧的な態度等の高圧的な指導、不必要な身体接触、無視やいやがらせ等児童生徒を深く傷つける行為等が挙げられる。

○体罰や不適切指導をどの様に把握し、分類し対応しているのか

○児童生徒や保護者からの相談や通報に対し、どのような手順で事実確認を行い、再発防止・教員への指導につなげているのか

市教育委員会では、毎年1月に「学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査」として全児童生徒及び保護者、教職員へのアンケート調査を実施している。また、日頃から児童生徒、保護者、地域住民、教職員等からの相談を受け、実態の把握に努めている。相談、報告があった際は、まずは事案について学校長が当該教員から聞き取りを行う等、事実確認を行う。その後、学校からの報告に基づき、市教育委員会で体罰や不適切指導に該当するかどうかを精査し、県教育委員会に報告している。体罰や不適切指導を行った教員には、学校長が指導したり、市教育委員会が指導したりし、再発防止を徹底している。

○過去5年の件数とその後の結果

「学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査」で把握した体罰の件数は、令和6年度は0件、令和5年度は0件、令和4年度は2件、令和3年度は0件、令和2年度は0件であった。

不適切指導の件数は、令和6年度から「学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査」において把握しており11件、令和5年度以前は調査が行われていないが、教育委員会としては、令和5年度は18件、令和4年度は14件、令和3年度は11件、令和2年度は8件把握している。

体罰及び不適切指導に該当する行為を行った教員は、学校や教育委員会の指導や研修において、自身の行為を振り返り改善に努めながら、その後の教育活動に励んでいる。

○職員研修やメンタルヘルス支援、指導助言の体制整備など、児童生徒の安心安全を守るための取組

職員研修については、各学校で教育委員会から送付された資料をもとに、体罰や不適切指導を未然に防止する研修を実施したり、日常点検チェックリストを活用し、教職員一人一人が日々の指導について、振り返りを行ったりしている。

教員への指導助言の体制整備だが、体罰や不適切指導が発生した場合には、事案の内容によって教育委員会による授業参観や人権研修を実施する等、再発防止の取り組みを行っている。また、児童生徒へのメンタルヘルス支援については、スクールカウンセラーを中心として、児童生徒が教職員に相談ができるよう、体制を整えている。

◀岡崎 通子議員（公明ひらつか）▶

4 不登校児童生徒の居場所・学びの場の拡充について

○本市の不登校児童生徒の現状についての見解

本市の不登校の出現率は、令和5年度と令和6年度を比較すると、小学校は増加、中学校は減少している。

不登校は、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉えており、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっていると考える。

学校は、不登校の児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもち、その上で、不登校の「未然防止」から、「早期発見・早期対応」、不登校となった児童生徒への「継続的な支援」が個々の状況に応じてなされるよう、チームとして組織的に取り組んでいる。

○教育支援室「くすのき」に通室する人数についての見解

ここ5年間の正式通室生で、最も少なかったのは、令和2年度の9名、最も多かったのは、令和5年度の23名となっており、定員は設けていない。教育支援室くすのきでは、通いたいと思う児童生徒の気持ちを、丁寧に確認しながら支援をしている。

○学びの多様化学校についての課題と研究の結果について

他自治体で既に設置された学びの多様化学校は、設置に適した既存の建物を活用している例が多いほか、通学しやすいよう、交通の便が良い土地に新たに施設を建築している例がある。新たな施設を整備することについては、持続的な運営のための人的配置・運営資金等課題があり、現段階では難しいと考えている。

一方、学びの多様化学校に通うことで、柔軟で適切な学習機会の場があること、自分らしく学校生活を送れること、安心して過ごせる居場所ができること等、成果についても把握している。

今後も引き続き調査研究していく。

○新たな「居場所・学びの場」づくりの必要性

子どもたちの学びの場の選択肢を広げるための一つとして、新たな居場所・学びの場づくりも大切であると考えます。また、既に行っている様々な支援の中にも、各学校できめ細やかな対応や、校内での安心できる居場所づくり、教育支援室「くすのき」、フリースクール等との連携など、不登校の児童生徒の居場所・学びの場となる取組がある。

今後はこれらの取組をさらに充実させ、児童生徒にとって安心して過ごせる居場所づくりに努めるとともに、先進事例の視察を行い、新たな居場所についても研究していく。

《渡部 りょう議員（しらさぎ・無所属クラブ）》

5 フリースクールへの支援（情報提供）

○フリースクール等の実態把握

教育委員会では、不登校児童生徒にとっての居場所や学びの場となるフリースクール等について、市内や近隣市町の民間施設を実際に訪問して、各施設の活動の様子等の把握に努めている。

○市ホームページ等での情報提供

これまで、教育委員会では、学校等を通して、スクールカウンセラーに情報提供するなどし、必要な保護者に情報が届くよう努めてきた。

現在、市ホームページにおいては、「神奈川県・フリースクール連携協議会」に関する県教育委員会のホームページを案内している。

《秋澤 雅久議員（公明ひらつか）》

6 個別最適な英語教育について

○奏プランⅢにおいて、英語教育をどのように位置づけ、なにを目指し、子どもたちをどのようにグローバル人材として育成するのか

本市の英語教育は、奏プランⅢの基本方針1「確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実」に位置づけている。

奏プランⅡでの取組を引き続き実施し、幼児・児童生徒の英語や外国の生活・文化にふれ、外国語に対する興味・関心を高める。また、教員の授業力を高め、児童の英語によるコミュニケーション能力の素地・基礎を養うとともに、生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成し、将来、社会で活躍できる人材の育成を目指していく。

○小・中学校それぞれの英語教育について、教育内容や教員研修など、これまでの取組と現状の認識、成果と課題、児童生徒・教員からの声

本市の小・中学校における英語教育では、学習指導要領を踏まえ、AETの派遣や指導者用デジタル教科書を活用した指導の工夫などを進めている。学習した英語をいかす機会としては、イングリッシュデイやイングリッシュイベントがあり、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に努めている。教員研修については、講師による訪問研修、サマー研修、英語専科担当教員の授業研究など、実践的な内容で実施している。

取組に対し、児童生徒から「もっと英語を話したくなった」「英語に自信がもてた」、教員からは「指導のヒントになった」「早速授業で活用してみたい」といった意見が寄せられており、事業内容や研修の改善に活用している。

デジタル教科書を含め、ICTの活用に工夫の余地はあるが、これまでの取組により、児童生徒の意欲向上や、教員の授業力向上という成果が見られる。

○文部科学省「令和6年度英語教育実施状況調査」についての本市の対応と結果の受け止め

国が英語教育の充実や改善に役立てることを目的とした本調査について、本市においては、各学校に調査内容を周知し、授業実施状況や指導体制の確認を正確に行った上で回答するよう依頼している。その中で、生徒の英語力については、県の結果を上回っており、上昇傾向が見られている。言語活動の充実や授業中の英語使用頻度の向上、AETの効果的な活用を図ったことが成果につながったと考えている。

○「令和7年度英語教育改善プラン」の内容と本市の取組

県の令和7年度英語教育改善プランでは、学習活動を可視化するCAN-D Oリストの活用、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能を活用した言語活動の充実、英語専科担当教員や外国語担当教員の研修強化、AIやICTを活用した授業モデルの構築、小・中・高を通じた学びの連続性・接続性の強化など、教育環境の変化に即した先進的な取組が示されている。

本市では、県の方針を踏まえ、小学校外国語及び中学校英語の授業改善やAETの効果的な活用を積極的に周知するとともに、小・中学校合同の英語教育担当者会を開催し、互いの指導内容や課題を共有することで、英語教育の円滑な接続と指導力向上に向けた研修を実施している。また、児童生徒が英語を使う機会の拡充、デジタル教科書を含めICTを活用した授業づくりの支援など、児童生徒の実践的な英語力の育成に努めている。

○タブレットを使った「オンラインによるネイティブスピーカーとのマンツーマン英会話授業

オンラインによるマンツーマン英会話は、先行して取り組む自治体があると認識している。一人一人の発話量を確保できることが特徴で、習熟度に応じた授業も可能であり、英語で即答する力や自信の向上につながるものと評価している。

今年度、本市でも全中学生が年間一回、オンライン英会話を実施できる機会を設定しており、受講した生徒からは、「英語力を試すよい機会になった」「即時に考え、会話することでスピーキング力が上がった」等の感想がある。

今後だが、英語教育においては、オンライン上の会話を含め、対面によるコミュニケーションの経験が重要であると考え。AET派遣を中心とした対面でのコミュニケーションを重視した取組を継続し、オンライン英会話については補完的な学習機会として活用していきたいと考える。

7 e スポーツの活用について

○不登校・ひきこもり支援における活用

インターネットを使った不登校児童生徒に対する支援として、県がメタバースを活用した居場所づくりを行っていることについて承知している。

e スポーツの活用については、今後、先行事例について調査を行っていく。

《松本 敏子議員（日本共産党平塚市議会議員団議員）》

8 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について

(1) 通級指導教室

○平塚市が目指している通級指導教室の在り方

○自校通級や巡回指導の促進についての見解

本市では、通級による指導が適している児童のための環境整備を目指し、通級指導教室の在り方について検討を行ってきた。

令和7年4月より、神田小学校の児童を対象としたまなびの教室の巡回指導を行っている。従来は保護者の送迎により崇善小学校通級指導教室へ通っていたが、在籍校で指導を受けることができるようになり、移動の負担が軽減した。自校通級や巡回指導は、指導が受けやすくなる有効な方法であり、今後も、通級による指導の充実に向け、取組を進めていく。

(2) 放課後自主学習教室

○報償費が減っている原因

令和6年度予算は、令和5年度予算と比較して減額となっている。これは、学習支援員の中でも、教室運営の中心を担う学習支援コーディネーターについて、当初想定していた人数が確保できない状況での実施が数年続いたため、実情に合わせて見直し、減額した結果である。

なお、学習支援サポーターや学生サポーターへの応募は年々増えており、予算は減額したが、報償費の支出額や執行率については、増加している。また、不足する学習支援コーディネーターは、代わりに会計年度任用職員である教育指導相談員を派遣し、円滑な教室の運営を維持している。

○事業の位置づけと展開

本事業は、小学校4年生から6年生の希望者を対象とし、学習への意欲向上と家庭学習の習慣化を目指し、児童の自主的な学習を支援するものである。

今後の展開だが、地域の寺子屋や福祉村などで行われている類似の事業も踏まえ、市内から放課後の学習支援空白地をなくしていくことを目指し、事業の拡充を検討していく。

(3) サン・サンスタッフの拡充

○今後の方向性

サン・サンスタッフは、児童生徒の学習・生活面における基礎的支援を目的に、全小中学校に配置をしており、児童生徒へのきめ細やかな支援において、重要な役割を果たしていると認識している。

学校からも高い評価を得ており、派遣人数や勤務日数、勤務時間の増加を求める要望が寄せられている。

今後の方向性だが、学校の要望に応えられるよう、他市町の状況も踏まえ、検討していく。また、児童生徒の支援ニーズは多様であるため、サン・サンス
スタッフによる支援に加え、他の教育的支援事業とも連携し、総合的なサポート
体制の構築に取り組んでいく。

○専門性のある教員の配置

支援教育において、長期的な視点に立ち、子どもの成長を見守り、支援でき
る専門性を身につけた教員の配置は必要であると考えている。

現在、各学校には、教育相談コーディネーターの役割を担っている教員がお
り、悩みや課題を抱えている子どもの把握や情報を共有し、教育相談を行うな
ど、校内の支援体制の中心となっている。

さらに、集団づくりや授業における工夫を推進したり、全ての教員が支援教
育の視点をもてるよう、支援教育に関する研修を行ったりしている。

今後も、支援や指導の充実を図り、支援が必要な児童生徒に寄り添った教育
に努めていく。

≪佐藤 由美子議員（無所属）≫

9 小中学生へのICTを活用した教育について

(1) 中央公民館休館に関して

○これまでのICT活用の成果と課題

成果としては、教員に実施しているICT活用に関するアンケート結果を見
ると、画像や動画といった視覚的な教材を活用することで児童生徒の意欲が高
まったことや、教材となる動画を繰り返し視聴したり一時停止したりして、自
分のペースで学ぶことができるため学習内容の理解につながったことが挙げ
られる。また、児童生徒同士の意見交換が活発になったことを挙げている教員
もおり、タブレット端末をとおして他者の意見や考え方を参照し自分のものと
比較することで、学びを深めている様子もうかがえた。

課題としては、発達段階に応じた情報モラルを身につけることやタブレット
端末の操作スキルの向上、機器の丁寧な取り扱いなどが挙げられる。

【社会教育部長関係】

≪山原 栄一議員（湘南フォーラム絆）≫

1 市長に問う

(1) 当面の課題から

ア 文化施設の三大改修事業（中央図書館、美術館、博物館）

○美術館の改修における人口減少等による財政規模の縮小、公共施設利用ニーズの変化、中長期的な維持管理費用、更新費用平準化の見解

○3館の財政負担の軽減・平準化、最適な管理運営の見解

公共施設は次世代へ引き継いでいくべき市民の貴重な財産だが、人口減少や新たな市民ニーズへの対応、維持管理・更新費用の増加など多くの課題を抱えている。

課題解決に向けては、公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点と計画性をもって更新・改修等を進めることで、持続可能で最適な管理運営を実現すべきと考える。

その中で、財政負担の軽減を図るため耐用年数を見据えた計画的な改修を行う予防保全の考え方を導入して維持管理を行うことや、これまで積み立ててきた公共施設整備保全基金や、市債を活用するなど財政負担の平準化を図っている。

○中央図書館と博物館の変化する利用者ニーズや社会情勢に対応した施設となるような検討

○3館の大規模改修費用の見通し

改修に当たっては、バリアフリー性能や環境への配慮、耐震補強等、利用者が安心・安全に、かつ快適な施設となるよう、市民と時代のニーズを把握し、個々の施設の目的に応じて対応していく。

改修費用だが、予防保全による長寿命化を目指し、美術館は本体工事や工事監理に約 52 億円、このほかに収蔵品の移転及び保管等に関する経費として約 5 億円を見込んでいる。

中央図書館は、本体工事や工事監理に約 23 億円、このほかに管理支援業務や移転及び保管等に関する経費として約 2 億円を見込んでいる。

博物館については、現在、劣化度調査を進めているところであり、改修費用は未定となっている。

《元島 しん議員（しらすぎ・無所属クラブ）》

2 市民活動支援について

(1) 休館となる中央公民館の代替施設

○中央公民館の今後の見通しの検討状況

○民間施設を活用した実質的な利用料金の減免と代替措置の考えはあるか

今年度、ホール機能の在り方について庁内で検討を進めており、その結果を踏まえ、中央公民館機能の在り方について、本市の考え方を整理、検討していく。また、代替施設としての民間施設の活用については、美術館、図書館の休館が重なり、ギャラリーやホールの不足が見込まれるため、検討・調整しているところである。

○ひらしん平塚文化芸術ホールのホール・会議室・練習室の稼働率

○駐車場の柔軟な開放

令和6年度の稼働率は、大ホールが62.1%、多目的ホールが67.3%、大会議室Aが77.5%、大会議室Bが72.6%、小会議室が72.3%、大練習室が92.5%、小練習室1が62.2%、小練習室2が79.5%、和室が36.6%、文化芸術支援室が32.9%である。また、ひらしん平塚文化芸術ホールの北側駐車場は、物品の搬入や出演者の車両の駐車場を確保する必要があるため、大ホール及び多目的ホールの主催者専用の駐車場としている。

○大ホールの区切り貸しによる料金の減免

○会議室、練習室の最低料金と今後の値下げ

利用料金は客席利用の有無等に関わらず、大ホールを利用することで負担いただくものであり、区切り貸しによる料金の減免は考えていない。また、最低料金となる午前9時から正午までの午前区分の利用料金は、曜日に関わらず大会議室Aが1,200円、大会議室Bが1,000円、小会議室が1,000円、大練習室が1,900円、小練習室1・2が800円、和室が1,000円、文化芸術支援室が1,200円である。

利用料金は適正であり、値下げについては現時点では考えていない。

《片倉 章博議員（清風クラブ）》

3 社会教育施設の今後について

(1) 美術館

○休館時期と改修期間

○市民ギャラリーの代替施設の検討

○大規模改修の予算52億の内容

休館時期は令和9年1月から、改修期間は令和9年4月から令和11年3月末まで。また、再開については、令和11年4月を予定している。

市民ギャラリーの代替施設は、民間施設等の借用も視野に入れながら、可能

な限り利用環境を整える方向で調整している。

大規模改修の予算 52 億の内容については、美術館の大規模改修は、大きく 3 種類の改修工事に分け、それぞれの内容は、建築・外構は主に屋上、外壁の防水補修やホール天井の改修、外構部分の再舗装など約 23 億円、電気設備は、高圧受変電設備等の更新、館内の照明器具の LED 化など約 8 億円、機械設備は、空調設備、給排水設備、衛生設備、消火設備の更新など約 20 億円、その他工事監理に約 1 億円となっている。

○これからの美術館の在り方

○稼げる美術館への考え

これまでメインテーマとして掲げてきた「湘南の美術と光」や、「くらしに寄り添う」、「地域とつながる」、「地域への誇りを育む」といった基本方針を継続するとともに、美術館の主な役割である、作品の収集、保存、展示、調査研究、そして教育普及活動という 5 つの機能をより充実することで、市民が誇りに思える文化的・社会的な価値を高める。また、今後、展覧会の入館者数の増加による観覧料収入の増加や施設利用料の実態に則した料金等について検討していく。

(2) 図書館

○南図書館代替施設はいつまで継続するか

○駅の図書室の利用状況

南図書館は令和 8 年 6 月にリニューアルオープンするが、代替施設の駅の図書室の継続を望む声も多く、中央図書館も改修による休館となることから、ラスカホールでの駅の図書室は、令和 8 年 11 月まで継続する。

令和 7 年 3 月設置当初の 1 か月の利用者は、1 日当たり 300 人後半で推移していたが、現在は 500 人を超える日もあり、多くの方に利用いただいている。

○中央図書館分館の開設時期と広さ、開設時間

○賃貸借料金

○補正予算の内容

南中央図書館分館は、令和 8 年 12 月、ラスカ 6 階に約 338 平方メートルの広さで開設を予定している。開設時間については、平日が午前 10 時から午後 8 時まで、土日・祝日が午前 10 時から午後 6 時までと考えている。

賃貸借料金については、現在の駅の図書室の約 1.8 倍の広さになること、また、改修により内装がリニューアルすることなどから、現在より増額となる見込みである。

補正予算は、この中央図書館分館で使用する木製の書架や展示棚、閲覧用のテーブル、イスなどの什器類を購入する費用となる。

○おしゃべりできる図書館への考え方

○稼げる図書館への考え

これからの図書館として、静と動のエリア分けや、個人でもグループでも閲覧や学習ができるスペースを設置するなど、誰もが気軽に立ち寄り、おしゃべりや交流をしながら、居心地の良い空間づくりを考えている。また、図書館においても財源の確保は重要であり、現在もホームページの有料広告や雑誌スポンサー制度なども行っている。改修後は有料貸出ホールの利用をよりPRするなど、様々な面での収入確保策を模索したいと考えている。

(3) 博物館

○2008年度の耐震結果について

○これまで大規模改修はしなかったのか

○プラネタリウムのリニューアル等は検討しているのか

2008年度に実施した第2次耐震診断では、建物東西方向1階から3階、南北方向1階から2階の耐震性能が不足しており、「震度6強から7程度の大規模地震に対して倒壊、又は崩壊する危険性がある」という判定結果が出ている。

大規模改修については、市全体の公共施設の改修を計画的に進める必要から、優先順位をつけて改修を実施しており、博物館は、今年度、劣化度調査を進め、今後の施設改修の方向性を検討することとしている。

プラネタリウムについて、現行の投影機は平成23年度に導入し、14年が経過しており大規模改修の際に更新を予定している。

○これからの博物館の在り方

○稼げる博物館への考え方

博物館の在り方だが、もっと平塚が好きになる、知の交流拠点を目指して、誰もが安心安全かつ快適に利用できる施設環境を整備し、よりいっそう本市の持つ魅力を高める展示や教育普及活動の実施などに取り組んでいるところである。

財源の確保及び市民への教育普及のため、従来から特別展開催時には、図録を作成し、有償頒布しているが、刊行物以外にも博物館の収蔵資料をデザインしたミュージアムグッズの製作など検討しているところである。

(4) 中央公民館

○休館に伴う説明会の参加団体及び人数と出された意見質問

○地区公民館以外の代替施設

○近隣自治体のホール等の平塚市民利用

○中央公民館事業の継続

○現施設の解体等スケジュール

説明会には125登録団体から171名、その他19名の合計190名が参加された。

意見としては、ソフト面では「人気の地区公民館に殺到してしまう」、「登録時の地区要件を撤廃してほしい」、「すべての公民館をシステムで一元管理してほしい」、ハード面では「現在地に施設を建設してほしい」、「借金をしてまで施設を建設するのは止めてほしい」などがあつた。

大ホールの代替施設としては、ひらしん平塚文化芸術ホールや市内の民間施設、市外の公共施設を、会議室については、福祉会館なども案内している。

登録団体への通知で案内した近隣自治体のホールについては、市内・市外で申込期間の違いはあるが、平塚市民も利用することができる。

中央公民館事業については、地区公民館の統括機能を維持しつつ、市民大学講座と市民アカデミーを継続する予定である。

現施設については耐震基準を満たしておらず、安全性や維持管理のコスト面などから可能な限り速やかに解体することが必要であると考えている。

○ホール機能の在り方の庁内検討の内容や市民意見の反映、地区公民館のオンライン予約に対する見解

「ホール機能のあり方庁内検討委員会」では、これからの時代に求められるホール機能や規模について、市内にあるホールの現状や利用者の将来推計などを踏まえながら市の考えを整理しているところである。

市民意見の反映については、今後、中央公民館機能の在り方について検討を進める中で、公民館を利用されていない方も含めて、広く市民の意見等をいただく方法を検討していく。また、地区公民館のオンライン予約導入については、まずは、利用申込情報の見える化について検討を進めている。

≪松本 敏子議員（日本共産党平塚市議会議員団議員）≫

4 平塚市公共施設等個別施設計画から

○地区公民館の立て続けの改修工事に問題はないのか

○公民館と統合・複合化する対象施設

地区公民館は25館あり、また建築から30年以上を経過し大規模改修が必要な館が複数館あるため、計画的に改修工事を進めている。工事期間中は、近隣の地区公民館を利用できるようにするなど、公民館利用者への影響が少なくなるように取り組んでいるところである。また、他施設の機能の受入等の検討については、松原公民館、金田公民館では、町内福祉村の受入を進めており、他の地区公民館についても、地域との協議等を踏まえ、機能統合等を検討していく。

○中央公民館に対する「施設の在り方について検討する」の意味

今年度、ホール機能の在り方について、本市の考えを整理しているので、その結果を踏まえ、これからの時代に求められる中央公民館の在り方を検討していくものである。

≪佐藤 由美子議員（無所属）≫

5 公共施設の在り方について

(1) 中央公民館休館に関して

○庁内検討の進捗状況

○今後のビジョンの検討状況

「ホール機能のあり方庁内検討委員会」では、これからの時代に求められるホール機能や規模について、市内にあるホールの現状や利用者の将来推計などを踏まえながら市の考えを整理しているところである。また、今後は、「ホール機能のあり方庁内検討委員会」の検討結果を踏まえ、中央公民館の在り方について本市の考え方を整理、検討していく。

第73回市民総合体育大会 成績一覧

順位	前大会順位	地区	合計得点
優勝	1	旭北	176.50
準優勝	7	四之宮	147.00
第3位	2	花水	143.75
第4位	5	富士見	137.50
第5位	4	金目	136.00
第6位	8	旭南	109.00
第7位	10	神田	104.50
第8位	12	岡崎	104.00
第9位	9	真土	102.50
第10位	13	中原	94.00
第11位	3	金田	90.00
第12位	6	港	89.50
第13位	21	吉沢	88.00
第14位	14	南原	86.50
第15位	19	豊田	78.50
第16位	10	崇善	72.50
第17位	15	なでしこ	69.75
第18位	18	大神	65.75
第19位	17	松が丘	62.00
第20位	24	松原	60.50
第21位	16	土屋	58.25
第22位	20	城島	43.75
第23位	22	八幡	36.50
第24位	23	横内	31.75

敢闘賞	吉沢地区
-----	------

第73回市民総合体育大会 団体戦成績

種 目	申込地区	参加地区	優 勝	準 優 勝	第 3 位	
剣 道	11	10	金 田	四 之 宮	富 士 見	
射 撃	18	18	旭 南	富 士 見	旭 北	
ソフトテニス	11	9	花 水	松 が 丘	神 田	大 神
バドミントン	17	17	旭 北	吉 沢	金 目	崇善・土屋
卓 球	17	17	神 田	四 之 宮	南 原	崇 善
陸 上 競 技	19	19	吉 沢	四 之 宮	中 原	
テ ニ ス	19	19	旭 南	な で し こ	金 目	港
ゲートボール	13	12	花 水	城 島	神田・大神	
パークゴルフ	23	19	旭 北	吉 沢	土 屋	
ボウリング	A	22	22	神 田	豊 田	旭 北
	B			金 目	真 土	岡 崎
軟式野球	A	15	14	グラウンド不良のため、 1日目中止。2日目に 1日目分を実施。		
	B					
	C					
バスケット ボ ー ル 男 子	A	13	13	神 田	富 士 見	
	B			花 水	四 之 宮	
	C			岡 崎	金 目	
	D			旭 北	な で し こ	
バスケット ボ ー ル 女 子	A	9	7	旭 北	花 水	
	B			な で し こ	真 土	
バレーボール 男 子	A	13	13	旭 北	吉 沢	
	B			四 之 宮	土 屋	
バレーボール 女 子	A	15	15	崇 善	金 目	
	B			真 土	金 田	
ソフトボール	A	16	12	グラウンド不良のため、 1日目中止。2日目に 1日目分を実施。		
	B					
サ ッ カ ー	A	22	20	富 士 見	真 土	
	B			な で し こ	松 原	
	C			岡 崎	城 島	

第73回市民総合体育大会種目別（団体戦） 参加者数

番号	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
	種目 地区	軟式 野球	バス ケ男子	バス ケ女子	バレ ー男子	バレ ー女子	剣 道	ソフ トボ ール	射 撃	ボウ リン グ	ソフ トテ ニス	バド ミン トン	卓 球	サツ カー	陸上 競技 男子	陸上 競技 女子	テ ニ ス	ゲ ー ト ボ ール	パ ー ク ゴ ルフ	
1	崇善	-	-	-	15	12	4	-	3	5	-	6	9	21	7	1	8	4	5	100
2	港	20	16	-	-	-	-	15	3	6	15	13	8	21	9	9	11	8	5	159
3	花水	20	13	16	12	16	6	16	4	6	15	13	9	19	6	8	10	7	5	201
4	松原	-	-	-	1	-	-	-	3	5	-	-	8	21	-	-	10	1	5	54
5	富士見	20	16	16	12	12	4	15	3	5	14	10	10	21	9	3	9	6	5	190
6	神田	-	14	-	9	11	-	14	-	5	13	12	8	20	3	-	10	5	5	129
7	岡崎	16	15	-	10	15	3	16	4	5	8	12	11	20	-	-	7	-	5	147
8	金目	-	10	-	14	15	3	15	3	5	-	12	8	20	1	-	9	-	5	120
9	中原	20	16	16	-	-	4	14	3	6	-	13	11	21	18	15	9	-	6	172
10	豊田	20	-	-	-	-	-	15	3	6	-	-	10	21	-	-	-	6	6	87
11	金田	14	16	11	16	13	3	15	3	5	12	12	11	21	2	-	11	5	5	175
12	城島	-	-	-	10	11	-	15	-	5	7	-	-	20	5	3	-	5	5	86
13	土屋	18	-	-	15	15	-	-	-	-	5	-	15	5	3	-	6	7	89	
14	吉沢	16	-	-	15	-	3	15	-	6	-	13	-	20	13	11	11	5	6	134
15	南原	10	-	11	-	13	-	-	3	5	-	12	9	21	3	2	10	-	5	104
16	横内	-	15	-	5	-	3	-	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	38
17	なでしこ	-	16	15	2	11	-	-	3	-	-	12	-	20	1	-	10	-	-	90
18	真土	20	15	13	16	12	-	16	-	6	12	11	8	21	9	6	12	9	6	192
19	四之宮	19	15	15	11	15	3	16	3	5	9	13	8	21	13	11	10	6	5	198
20	八幡	-	-	-	-	-	-	15	3	6	-	-	-	21	-	-	9	-	6	60
21	松が丘	20	-	-	-	-	-	-	-	6	11	11	11	21	4	3	-	-	6	93
22	旭南	18	-	-	-	13	-	16	3	6	-	13	8	21	9	6	10	-	5	128
23	旭北	19	16	16	11	12	4	16	3	5	11	13	10	20	16	10	8	7	6	203
24	大神	-	-	-	-	3	-	-	3	5	12	-	-	-	3	-	11	3	5	45
合計		270	193	129	174	199	40	244	56	120	139	206	157	447	136	91	185	83	125	2994
チーム数		15	13	9	13	15	11	16	18	22	11	17	17	22	19	14	19	13	23	

☆監督含む（但し、選手兼監督は選手としてカウント）

☆男女種目で監督が同じ場合は、男子種目にカウント

※バレー（男子）は、花水となでしこ、松原と城島、神田と横内が合同

※バレー（女子）は、神田と大神が合同

※ソフトテニスは、岡崎と城島、

※バドミントンは、崇善と土屋が合同

※ゲートボールは、崇善と松原、神田と大神が合同

第73回市民総合体育大会 小中学生 参加人数

番号	番号 種目 地区	9		10		12		14		15		16		合計		
		ボウリング		ソフトテニス		卓球		陸上競技男子		陸上競技女子		テニス				
		小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小・中合計
1	崇善		0		/	0	0		1		1	0	0	0	2	2
2	港		0		6	0	0		0		9	0	0	0	15	15
3	花水		0		0	0	0		2		5	0	0	0	7	7
4	松原		0		/	0	0		/		/	0	0	0	0	0
5	富士見		0		0	0	0		3		3	0	0	0	6	6
6	神田		0		0	2	1		0		/	0	0	2	1	3
7	岡崎		0		1	0	0		/		/	0	0	0	1	1
8	金目		0		/	0	0		0		/	0	0	0	0	0
9	中原		0		/	0	0		7		6	0	0	0	13	13
10	豊田		0		/	1	0		/		/	/	/	1	0	1
11	金田		0		0	0	0		0		/	0	0	0	0	0
12	城島		0		2	/	/		5		/	/	/	0	7	7
13	土屋		/		/	/	/		5		/	/	/	0	8	8
14	吉沢		0		/	/	/		6		6	0	0	0	12	12
15	南原		0		/	0	0		1		1	0	0	0	2	2
16	横内		0		/	/	/		/		/	/	/	0	0	0
17	なでしこ		/		/	/	/		1		/	0	0	0	1	1
18	真土		0		0	0	0		1		3	0	1	0	5	5
19	四之宮		0		0	0	0		1		7	0	0	0	8	8
20	八幡		0		/	/	/		/		/	0	0	0	0	0
21	松が丘		0		2	0	0		3		2	/	/	0	7	7
22	旭南		0		/	0	0		0		4	0	0	0	4	4
23	旭北		0		0	0	0		3		4	0	0	0	7	7
24	大神		0		1	/	/		0		0	0	0	0	1	1
合計		0	0	0	12	3	1	0	39	0	54	0	1	3	107	110

議案第25号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものとする。

令和7年12月25日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

(改正規程)

学校教育法施行細則の一部を改正する規則（案）

学校教育法施行細則（昭和 6 2 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

平塚市教育委員会

印

入学通知書

施行令第5条の規定により、次のとおり入学に関するお知らせをします。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
フリガナ 保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

平塚市教育委員会

印

入学（転・編入学）通知書

施行令第6条の規定により、次のとおり転（編）入学に関するお知らせをします。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
フリガナ 保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

第5号様式から第7号様式（2）までを次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

平塚市立

学校長

平塚市教育委員会

印

入学（転・編入学）通知書

施行令第6条の規定により、次のとおり転（編）入学に関するお知らせをします。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
フリガナ 保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

第6号様式（第8条関係）

指定変更申立書

年 月 日

(提出先)
平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次の児童生徒について、次の理由により指定学校の変更をするよう申し立てます。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所 ()			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
理由			

第7号様式(1)(第8条関係)

第 年 月 日
号

様

平塚市教育委員会

印

指定変更通知書

施行令第8条の規定により、次のとおり学区外就学に関するお知らせをします。
なお、その理由が消滅したとき又はその条件に違反したときは、教育委員会の指示に従うこと。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
理由			
備考			

第7号様式(2)(第8条関係)

第 年 月 日 号

(宛先)
平塚市立 学校長

平塚市教育委員会

印

指定変更通知書

施行令第8条の規定により、次のとおり学区外就学に関するお知らせをします。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
理由			
備考			

第9号様式から第11号様式までを次のように改める。

第9号様式（第10条関係）

区域外就学願出書

年 月 日

(提出先)
平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次の児童生徒について、次の理由により区域外就学の承認を願い出ます。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所 ()			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
理由			

第10号様式（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

平塚市教育委員会

印

区域外就学承諾書

区域外就学の願出について、審査した結果、次のとおり決定したので通知します。
なお、その理由が消滅したとき又はその条件に違反したときは、教育委員会の指示に従うこと。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
理由			
備考			

第11号様式（第10条関係）

第 年 月 日
号

(宛先)
平塚市立 学校長

平塚市教育委員会



区域外就学通知書

区域外就学の願出について、審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
理由			
備考			

第15号様式から第18号様式までを次のように改める。

第15号様式（第15条関係）

就学義務猶予（免除）願出書

年 月 日

（提出先）

平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次の児童生徒の就学義務について、次の理由により猶予（免除）して下さるよう、理由を説明する書類を添えて願います。

フリガナ 児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
期間	
理由	

第16号様式（第15条関係）

第 年 月 日
号 日

様

平塚市教育委員会

印

就学義務猶予（免除）通知書

次の児童生徒について、就学義務猶予（免除）を決定したので通知します。

フリガナ 児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
フリガナ 保護者氏名	
期間	
理由	
備考	

第17号様式（第16条関係）

就学義務猶予（免除）理由消滅届出書

年 月 日

（提出先）
平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次の児童生徒の就学義務について、猶予（免除）されていましたが、その理由がなくなったので届け出ます。

フリガナ 児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
期間	
就学義務の 生じた年月日	
猶予（免除） された理由が なくなった 事情	

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(新旧対照表)

【様式】

第2号様式(第4条関係)

平塚市.....

_____様

入 学 通 知 書

該 当 児 童 生 徒 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
指 定 学 校 名	
入 学 期 日	年 月 日

あなたの保護しているお子さんを、上記のとおり入学させてください。

年 月 日

平塚市教育委員会

印



第2号様式(第4条関係)

年 月 日

様

平塚市教育委員会

印

入学通知書

施行令第5条の規定により、次のとおり入学に関するお知らせをします。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
フリガナ 保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

第3号様式(第5条関係)

入学(転・編入学)通知書

指定学校名 平塚市立 学校	
入学期日 年 月 日	
学 齡 児 童 生 徒 氏 名 等	
----- 年 月 日生	
----- 年 月 日生	
----- 年 月 日生	
平塚市 様 年 月 日 あなたの保護しているお子さんを上記のとおり入学させてください。 平塚市教育委員会	
印	



第3号様式(第5条関係)

年 月 日

様

平塚市教育委員会

印

入学(転・編入学)通知書

施行令第6条の規定により、次のとおり転(編)入学に関するお知らせをします。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
フリガナ 保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

第5号様式(第7条関係)

入学(転・編入学)通知書

押 印 欄

(宛先) 平塚市立 学校長	
入学期日 年 月 日	入学区分 <input type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 仮 <input type="checkbox"/> 住民登録未届 <input type="checkbox"/> 在学証明書無
学 齡 児 童 生 徒 氏 名 等	転(編)入学年・組・担当
----- <input type="checkbox"/> 男 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 女	年 組 担任-----
----- <input type="checkbox"/> 男 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 女	年 組 担任-----
----- <input type="checkbox"/> 男 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 女	年 組 担任-----
住所 平塚市 (方)	<input type="checkbox"/> 住民登録有 <input type="checkbox"/> 居住確認
保護者氏名	学齡児童生徒との関係 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
年 月 日	
上記のとおり貴校に入学するので通知します。	
平塚市教育委員会	
印	



第5号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)

平塚市立

学校長

平塚市教育委員会

印

入学(転・編入学)通知書

施行令第6条の規定により、次のとおり転(編)入学に関するお知らせをします。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
フリガナ 保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

第6号様式(第8条関係)

指 定 変 更 申 立 書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

住 所 _____

連絡先電話番号 _____

学校の指定を次のとおり変更するよう申し立てます。

押 印 欄

児童生徒等	氏 名	
	生年月日	年 月 日
指定を受けた学校 (住んでいる地区の学校)	平塚市立	学校(第 学年)
変更を希望する学校 (実際に通学したい学校)	平塚市立	学校(第 学年)
変更を希望する学校へ通学する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
変更を希望する理由		
変更した場合の通学方法		
<input type="checkbox"/> 次の条件を付けて学校の指定を変更してよいでしょうか。 条件		
受付	決裁	番号



第6号様式(第8条関係)

指定変更申立書

年 月 日

(提出先)
平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次の児童生徒について、次の理由により指定学校の変更をするよう申し立てます。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所 ()			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
理由			

第7号様式(1)(第8条関係)

指 定 変 更 通 知 書

第 号
年 月 日

様

平塚市教育委員会

印

次のとおり指定の変更をし、学区外通学を認めるので通知します。なお、その理由が消滅したとき、又はその条件に違反したときは教育委員会の指示に従うこと。

児 童 生徒等	氏 名	
	生年月日	年 月 日
指 定 した 学 校	平塚市立	学校(第 学年)
指定を変更する学校	平塚市立	学校(第 学年)
変更する学校へ通学する期間	年 月 日から	年 月 日まで
指定の変更を認める理由		
指定変更の条件	----- ----- -----	



第7号様式(1)(第8条関係)

第 年 月 号
日

様

平塚市教育委員会

印

指定変更通知書

施行令第8条の規定により、次のとおり学区外就学に関するお知らせをします。
なお、その理由が消滅したとき又はその条件に違反したときは、教育委員会の指示に従うこと。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
理由			
備考			

第7号様式(2)(第8条関係)

指 定 変 更 通 知 書

第 号
年 月 日

(宛先)
学校長

平塚市教育委員会

印

次の者の保護者から学校の指定を変更したい旨申立てがありました
が、その理由を相当と認め、下記のとおり貴校へ学区外通学をしますの
で通知します。

押 印 欄

児 童 生徒等	氏 名			
	生年月日	年	月	日
保 護 者	住 所			
	氏 名		児童生徒等 との関係	
貴校へ通学する期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
貴校へ通学する理 由				
条 件	----- ----- -----			



第7号様式(2)(第8条関係)

第 年 月 号
日

(宛先)
平塚市立 学校長

平塚市教育委員会

印

指定変更通知書

施行令第8条の規定により、次のとおり学区外就学に関するお知らせをします。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
理由			
備考			

第9号様式(第10条関係)

区 域 外 就 学 願 出 書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

住 所 _____

連絡先電話番号 _____

私の保護する次の者を平塚市立小(中)学校に就学させてくださるようお願いいたします。

押 印 欄

児童生徒等	氏 名		性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		
指定を受けた学校 又は現在籍校		学校(第 学年)		
区域外就学を希望 する学校		平塚市立	学校(第 学年)	
区域外就学を希望 する期間		年 月 日から 年 月 日まで		
区域外就学を希望する理由 ----- ----- -----				
<input type="checkbox"/> 市(町・村)教育委員会と協議し、承諾してよいでしょうか。				
受付	決裁	施行	完結	番号
・	・	・	・	



第9号様式(第10条関係)

区域外就学願出書

年 月 日

(提出先)
平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次の児童生徒について、次の理由により区域外就学の承認を願い出ます。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
住所 ()			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
理由			

第10号様式(第10条関係)

区域外就学承諾書

第 号
年 月 日

様

平塚市教育委員会

印

次のとおり区域外就学を承諾します。

なお、その理由が消滅したとき又はその条件に違反したときは教育委員会の指示に従うこと。

児童生徒等	氏名	
	生年月日	年 月 日
指定した学校又は現在籍校	学校	
区域外就学する学校	平塚市立	学校
区域外就学する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
区域外就学を承諾する理由及び条件		



第10号様式(第10条関係)

第 年 月 号
日

様

平塚市教育委員会

印

区域外就学承諾書

区域外就学の願出について、審査した結果、次のとおり決定したので通知します。
なお、その理由が消滅したとき又はその条件に違反したときは、教育委員会の指示に従うこと。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
理由			
備考			

第11号様式(第10条関係)

区 域 外 就 学 通 知 書

第 号
年 月 日

(宛先)
学校長

平塚市教育委員会

印

次の者の区域外就学について保護者から願い出がありました但理由
を相当と認め、貴校への就学を下記のとおり承諾したので通知します。

押 印 欄

児童生 徒等	氏 名			
	生年月日	年	月	日
保護者	住 所			
	氏 名		児童生徒等 との関係	
就学する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
区域外就学を承諾した理由及び条件				
.....				
.....				
.....				



第11号様式(第10条関係)

第 年 月 号
日

(宛先)
平塚市立 学校長

平塚市教育委員会

印

区域外就学通知書

区域外就学の願出について、審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ 児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
フリガナ 保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
理由			
備考			

第15号様式(第15条関係)

就学義務猶予(免除)願出書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

保護者

住所-----

氏名-----

私の負っている下記の者の就学義務を次のとおり猶予(免除)して下さるよう、理由を説明する書類を添えて願います。

押 印 欄

児 童 生徒等	氏 名								
	生 年 月 日	年	月	日					
猶 予 の 期 間 (免 除 の 始 期)		年	月	日	から	年	月	日	まで
猶 予 (免 除) を 必 要 と す る 理 由									
<input type="checkbox"/> 上記のとおり猶予(免除)してよいでしょうか。 <input type="checkbox"/>									
受付	決裁	施行	完結	番号					
・	・	・	・	・					



第15号様式(第15条関係)

就学義務猶予(免除)願出書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次の児童生徒の就学義務について、次の理由により猶予(免除)して下さるよう、理由を説明する書類を添えて願います。

フリガナ 児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
期間	
理由	



第16号様式(第15条関係)

就学義務猶予(免除)通知書

第 号
年 月 日

様

平塚市教育委員会 印

あなたの負っている下記の者の就学義務を次のとおり猶予(免除)します。

児童生 徒 等	氏 名	
	生年月日	年 月 日
猶 予 期 間 (免 除 の 始 期)		年 月 日から 年 月 日まで

(注) 就学義務を猶予された期間中又は免除された後に、その猶予され、又は免除された理由がなくなつたときは、速やかに就学義務猶予(免除)理由消滅届出書を提出してください。



第16号様式(第15条関係)

第 年 月 号
日

様

平塚市教育委員会

印

就学義務猶予(免除)通知書

次の児童生徒について、就学義務猶予(免除)を決定したので通知します。

フリガナ 児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
フリガナ 保護者氏名	
期間	
理由	
備考	

第17号様式(第16条関係)

就学義務猶予(免除)理由消滅届出書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

保護者

住所.....

氏名.....

私の負っている下記の者の就学義務を猶予(免除)されていましたがその理由がなくなつたので届け出ます。

押 印 欄

児童生徒等	氏 名			
	生年月日	年	月	日
猶予の期間 (免除の始期)				
就学義務の生じた 年 月 日				
猶予(免除)された 理由がなくなつた事 情				
上記のとおり届出がありましたので入学する学校及び入学期日の指定をします。				
受付 .	決裁 .	施行 .	完結 .	番号



第17号様式(第16条関係)

就学義務猶予(免除)理由消滅届出書

年 月 日

(提出先)
平塚市教育委員会

保護者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次の児童生徒の就学義務について、猶予(免除)されていましたが、その理由がなくなつたので届け出ます。

フリガナ 児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
期間	
就学義務の 生じた年月日	
猶予(免除) された理由が なくなつた 事情	

議案第26号

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対処方針の決定について

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対処方針について、別紙のとおり定めるものとする。

令和7年12月25日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕